

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

岩美郡岩美町

企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金67,500円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年3月24日

(2) 事故発生場所

岩美郡岩美町大字浦富地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、一般国道178号を普通特種自動車（冷蔵冷凍車）で走行中、交差点を左折した際、路面に設置されていた消雪施設（散水ノズル）に乗り上げ、同車両が破損したものである。